
栄村緊急震災対策基本方針

平成17年10月21日

栄村防災会議

目 次

I	基本方針の位置付け	1
II	新潟県中越地震で顕在化した課題	1
III	新たな震災対策のための目標設定	3
IV	「減災」に向けた新たな取組	3
1	栄村防災会議の構成の見直し	3
2	村における配備活動体制の強化	4
	(1) 職員の非常参集基準等の明確化	
	(2) 自主参集の明確化	
	(3) 参集に当たっての判断基準の新設	
	(4) 災害対策本部等の自動設置と本部組織の見直し	
	(5) 現地災害対策本部の新設	
	(6) 職員等の初動のための震災応急マニュアルの作成	
3	集落単位の防災体制の構築～「集落防災力」の向上	11
	(1) 集落組織の防災組織化	
	(2) 「両隣保安サポーター」の新設・集落組織への組込み	
	(3) 地震発生直後の消防団の参集・指揮系統の確認	
	(4) 集落と地元消防団との連携の強化等	
	(5) 集落住民の初動を支える住民等に向けた震災応急マニュアルの作成	
4	通信連絡体制の強化	12
	(1) 情報の収集・連絡ルートの構築	
	(2) 確実な通信・連絡手段の確保	
5	避難場所の抜本的な見直し等	13
	(1) 避難場所の抜本的な見直し	
	(2) 避難施設における設備の整備	
6	災害時要援護者への対応の強化	13
	(1) 「両隣保安サポーター」による活動の推進	
	(2) 災害時要援護者の優先的な避難収容の推進	
7	緊急輸送対策の強化	14
8	飲料水・食料品等の備蓄・調達等の強化	14
9	ボランティア・義援物資等の受入れ体制の構築	15
	(1) ボランティアの受入れ体制の構築	
	(2) 義援物資・義援金の受入れ体制の構築	
10	震災に対応した地震総合防災訓練の実施等	15
■	家庭・集落・消防団・行政の震災応急対策一覧	16
■	震災避難所一覧	17

I 基本方針の位置付け

○この方針は、栄村地域防災計画の震災対策編を基底にしつつ、昨今全国で頻発する大規模な震災に対応するため、緊急に講じるべき新たな対策の基本方針を取りまとめたものである。

II 新潟県中越地震で顕在化した課題

○栄村においては、昭和39年に災害対策基本法に基づいて栄村防災会議を設置し、栄村地域防災計画を策定、平成8年3月には、阪神・淡路大震災を踏まえて地域防災計画に震災対策編を追加し、防災対策に意を注いできた。

○こうした中、平成16年10月23日夕刻に発生した新潟県中越地震では、震源地に近い新潟県小千谷市、旧山古志村、十日町市などで壊滅的な打撃を受け、その被害は、死者46人、負傷者4,801人、家屋全壊2,827棟、半壊1万2,746棟、一部損壊10万1,509棟に及んだ。長野県内で最も震源地に近い本村は、震度5弱から震度4の地震に3度立て続けに襲われ、この影響で翌朝未明まで停電となった世帯が多く発生した。村内の被害は、負傷者3人、家屋の一部損壊21棟という状況であり、幸いにも新潟県内ほどの大きな被害には至らずに済んだが、この地震の経験により、震災対策に係る様々な課題が浮かび上がってきた。

○村では、この新潟県中越地震の経験を踏まえて、平成16年11月に消防団分団長を対象に、同年12月、翌年5月には各集落の区長を対象にしたアンケートを実施するとともに、8つの集落の住民と意見交換の機会を持ち、課題の抽出・整理作業を進めてきた。

○こうした作業の結果、早急に対策を講じる必要があると考えられる課題は以下のとおりであることが明らかになった。

① 職員の非常参集や災害警戒本部の活動等初動体制に係る課題

- ・村職員の非常参集の基準に加え、災害警戒本部や対策本部の設置基準が明確でなかったため、情報収集等初動体制が整うまでに時間を要しており、これらの基準を見直し、地震に即応できる基準を明定する必要がある。
- ・参集した職員の具体的役割や、優先的に行うべき対策とその手順等が必ずしも明らかでなかったことや、役場の組織改正が地域防災計画に反映されていなかったことなどから、本部の円滑な運営や本部職員の隅々まで行き届いた活動ができず、事務分掌や事務手順の設定と職員への周知が必要である。

② 各家庭・集落の初動に係る課題

- ・避難方法や避難場所等を承知している住民が必ずしも多くなかったことから、地震への対応に関する住民への啓発・啓蒙活動が重要である。
- ・集落において地震発生時の対応に関する役割分担が定められておらず、集落住民の安否

や被害状況の確認に時間を要することとなったことから、情報伝達から避難誘導、安否確認、被害把握、救出救護に至る必要な役割を分担し、集落が一体となって活動できる機能的な集落防災組織を構築する必要がある。

- ・高齢化率が41%を超える本村にあっては、独居の高齢者等ハンディを持った災害時要援護者、いわゆる「災害弱者」の迅速な避難が極めて重要であり、そのためには、高齢者等の所在の把握や適切な避難誘導など、地域ぐるみの支援体制を構築する必要がある。

③ 消防団の活動に係る課題

- ・集落各戸への「声掛け」や避難誘導など、消防団の活躍に対する評価は総じて高い状況であったが、消防団各部からは、地震直後の初動において指揮命令系統に混乱が生じたことが報告されており、突然の地震に即応した指揮命令体制を予め整えておく必要がある。

④ 情報の伝達・連絡・通信に係る課題

- ・地震発生により電話回線等の利用ができなかった上、停電により、消防無線や有線放送本支局の非常用バッテリーが数時間しか持続せずに通信・放送に制約が生じた結果、本部と各集落・消防団との相互の十分な連絡ができない事態に至った。こうしたことから、本部・集落双方の情報入手を確実にするため、地震による影響を極力排除できるような連絡・通信手段を確保する必要がある。
- ・地震発生により屋外に避難した住民に対して情報を伝達することができなかったため、こうした者への情報伝達手段も検討する必要がある。

⑤ 避難場所の設定と関係設備に係る課題

- ・地域防災計画で避難場所とされている施設の多くは各集落の公民館であるが、築後30年以上経過した在来工法による耐震性の低い施設がほとんどであり、抜本的な避難場所の見直しが喫緊の課題である。
- ・避難場所に発電機、暖房器具など必要な設備が整っておらず、地震に伴い停電が発生しても、効果的な避難場所の運営ができないため、設備の充実が必要である。

⑥ 物資の緊急輸送に係る課題

- ・ライフラインの復旧、土砂災害の防止措置等のための資材搬送や、避難住民への食料品等の搬送のためには、いかに迅速に緊急輸送体制を構築するかが重要である。
- ・また、新潟県中越地震において見られたように、道路が寸断され、集落が孤立することも想定されるため、物資の空輸体制も検討する必要がある。

⑦ 飲料水・食料品等の備蓄に係る課題

- ・震災発生時の飲料水や食料品等については、これまで県等からの移送を主として計画してきたが、道路の寸断等甚大な被害状況等を想定し、効果的な備蓄などの体制を検討する必要がある。

⑧ ボランティアの受入れ等新たな課題

- ・阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等においては、物資の調達・仕分け・搬送から避難住民の細かなケアに至るまで、市民ボランティアが極めて重要な役割を果たした。このように、今日の震災対策においては、ボランティアといかに機能的に連携・協働していくかが大きなポイントとなってきていることから、その受入れから、組織化、分担等に至る取組や、義援物資等への対応についても検討する必要がある。

Ⅲ 新たな震災対策のための目標設定

新潟県中越地震で明らかとなった喫緊の課題に対処するため、本村の震災対策を推進するべく、次のような政策目標を設定する。

震災対策に係る政策目標

○震災による死亡者を〇（ゼロ）とすることを最優先に、「減災」（震災による被害の減少）を図る

Ⅳ 「減災」に向けた新たな取組

本村においては、新たに設定した震災対策に係る政策目標の達成に向け、地域防災計画に掲げられている取組を基底にしつつ、関係行政機関、関係事業者、地域住民、消防団などが一体となって次に掲げるような取組を実施することとする。

1 栄村防災会議の構成の見直し

○栄村防災会議条例に基づく栄村防災会議について、防災対策の実効性を向上させるため、次のとおり、新たに指定公共機関等防災上重要な機関の長の参画を図り、委員構成を拡充することとし、そのために関係条例の所要の改正を行う。

区 分	職 名
会 長	・ 村長
既定の委員	【長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者】 ・ 北信地方事務所長 ・ 飯山建設事務所長 ・ 飯山保健所長 【長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者】 ・ 飯山警察署長 ・ 飯山警察署水内駐在・堺駐在 【村長がその部内の職員のうちから指名する者】 ・ 助役 ・ 総務課長 ・ 住民福祉課長 ・ 産業建設課長 【教 育 長】 【消防団長】

区 分	職 名
新たに拡充する委員	【その他本会事務の推進に必要な者から村長が任命する者】 (指定行政機関のうちから村長が任命する者) ・ 岳北消防本部飯山消防署栄分署長 ・ 林野庁中部森林管理局北信森林管理署水内森林事務所森林官 ・ 国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所中津川出張所長 (指定公共機関のうちから村長が任命する者) ・ 中部電力(株)飯山営業所長 ・ 東日本旅客鉄道(株)飯山線営業所長 (公共的団体等のうちから村長が任命する者) ・ 南越後観光バス(株)津南営業所長 ・ 栄村森林組合長 ・ 栄村商工会長 ・ 北信州みゆき農業協同組合栄支所長

2 村における配備活動体制の強化

(1) 職員の非常参集基準等の明確化

○これまで地域防災計画では必ずしも明確になっていなかった非常参集の基準等を明確化し、以下のとおりとする。

区 分		緊急配備 (災害対策本部)	非常配備 (災害警戒本部)	警戒配備
参 集 基 準		○村内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○甚大な被害が発生した場合等で、村長が必要と認めたとき	○村内で震度5強又は5弱の地震が発生した場合 ○村内に被害が発生した場合、村内に甚大な被害が発生する場合等、それのある場合等で、総務課長が必要と認めたとき ○地震に係る警戒宣言が発表された場合	○村内で震度3又は4の地震が発生した場合 ○地震に関する観測情報が発表された場合
参 集 範 囲	二 役	全員	全員	
	総務課・議会事務局	全員	全員	課長、次長、情報防災班長・班員、行政管理班長
	住民福祉課	全員	班長以上	次長以上
	産業建設課	全員	全員	次長以上

区 分		緊急配備 (災害対策本部)	非常配備 (災害警戒本部)	警戒配備
参 集 範 囲	出 納 室	全員	班長以上	
	教育委員会 事務局	全員	班長以上	教育次長
	秋 山 支 所	全員	全員	支所長
	消 防 団	全員	全員	正・副団長
活 動 内 容		○直ちに配備につき、災害応急対策に従事 ・情報収集・伝達 ・関係機関との連絡 ・事務分掌に基づく災害応急対策の実施	○各課長等の指示の下で配備につき、災害予防や応急対策に従事 ・情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡 ・事務分掌に基づく災害予防・応急対策の実施	○各課長等の指示の下で配備につき、情報収集や災害予防に従事 ・情報収集・伝達 ・関係機関との連絡 ・事務分掌に基づく災害予防等の実施

(2) 自主参集の明確化

○職員は、非常参集の連絡を受けたときのほか、テレビ・ラジオ等の震災情報や周囲の状況から基準に該当すると判断されるときは、速やかに自主的に参集するものとして明確化する。

(3) 参集に当たっての判断基準を新設

○地震発生時には、参集の義務が課せられる村職員は、実際には家庭や地元で様々な状況下に置かれると考えられるが、そうした中で、職員が優先すべき活動について、次のとおり一定の基準を新設し、地震発生直後の職員の行動の原則と例外を明らかにする。

区分	判 断 基 準
原則	○職員が消防団員や区の役員を兼ねている場合であっても、職員としての職責を優先し、役場に登庁する。
例外	○ただし、次に掲げる状況下に限っては、地元や現場の避難誘導や消火・救出活動を優先できるものとし、現場に十分な消防団員等が確保されたと判断される時点でその活動を引き継ぎ、速やかに登庁する。 ・家族が死傷するなど、自分の家族や家屋が大きな被害を受けた場合 ・参集途上で、火災の発生や救出を求める被災者等に遭遇した場合 ・小規模集落において地元消防団員等が極端に不足している場合等 ○上記の場合や道路が寸断された場合などで登庁できないときは、直ちにその状況を所属課へ報告し、指示を受けるものとする。 ○役場への連絡に際して、電話、有線電話、携帯電話等がつかない場合は、速やかに地元集落の消防詰所に趣き、防災無線により連絡を行うものとする。

(4) 災害対策本部等の自動設置と本部組織の見直し

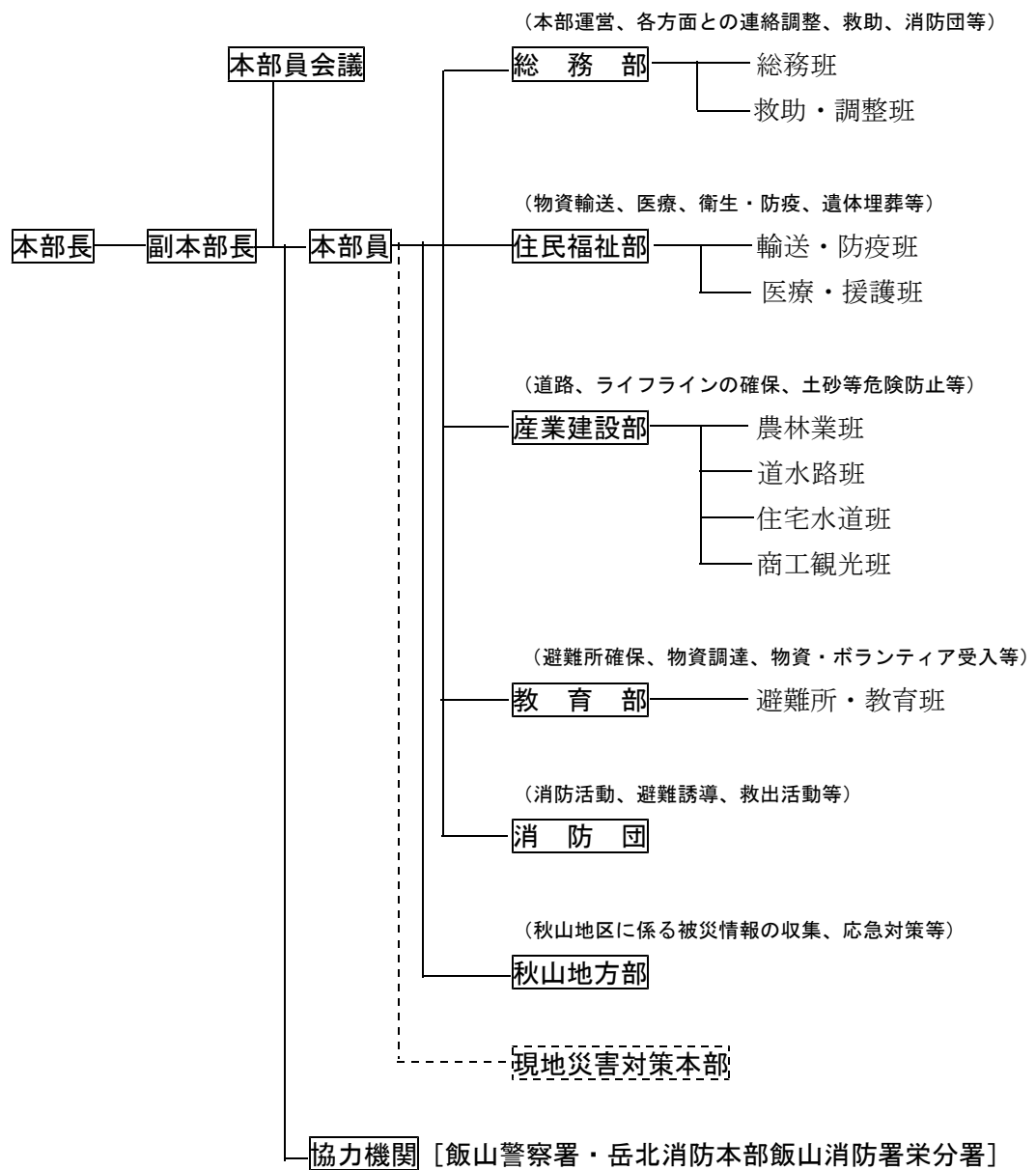
- これまで「必要と認められる場合」とされていた災害対策本部等の設置基準を改め、一定の震度が観測された時点で、本部を自動設置する。
- 本部組織に、新たに、消防団のほか、協力機関としての消防機関及び警察機関を加え、これらの代表者は本部員会議も構成することとし、必要な体制を整備する。
- 平成16年4月の村役場の組織再編に合わせ、本部組織の体制を全面的に改正する。
- 現地機関、学校・保育園等においては、各所の特性を考慮した上で、予め活動体制を定めておくものとする。

【設置基準等】

区分	災害対策本部	災害警戒本部
設置基準	○村内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○甚大な被害が発生した場合等で、村長が必要と認めたとき	○村内で震度5強又は5弱の地震が発生した場合 ○村内に被害が発生した場合、村内に甚大な被害が発生するおそれのある場合等で、総務課長が必要と認めたとき ○地震に係る警戒宣言が発表された場合
処理事項	○被災状況の把握、避難検討、救助、物資調達等災害応急対策	○被災状況の把握、避難検討、救助、物資調達等災害応急対策 ○災害危険箇所の現状把握、災害予防対策
組織	○本部長 ・村長 ○副本部長 ・助役 ・教育長 ○本部員 ・村長部局全課長、次長 ・総務課情報防災班長、行政管理班長 ・教育次長 ・消防団長 ○協力機関 ・飯山警察署 ・岳北消防本部栄分署 ○本部員会議 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・協力機関の長 〔飯山警察署長〕 〔飯山消防署栄分署長〕 ○本部の下に総務部、産業建設部、住民福祉部及び教育部の計4部並びに消防団を設置	○災害対策本部の組織に準じる

区分	災害対策本部	災害警戒本部
組織	○ 4 部の下に班を設置 ○ 秋山地区における震災対策の円滑な実施を図るため、秋山地方部を設置	
設置場所	○ 栄村役場本庁舎執務室	○ 栄村役場本庁舎執務室

【本部組織図】



【事務分掌表】

部	班	事 務 分 掌
総務部 部長 ：総務課長 副部長 ：総務課次長 （議会事務局長）	総務班 班長 ：情報防災班長 副班長 ：行政管理班長	○本部運営、総合企画、連絡調整 ○関係機関、団体等への応援要請、自衛隊の派遣要請 ○職員の非常参集 ○消防、水防、集落区長等との連絡・調整 ○地震情報等の収集及び伝達、被害状況の把握及び報告 ○防災行政無線等情報伝達手段の保守、統制等 ○地震情報、被害、避難勧告等の伝達、広報、記録等 ○総務課行政管理班及び情報防災班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等
	救助・調整班 班長 ：企画財政班長 副班長 ：会計班長	○住民の避難誘導、被災者の救助等 ○震災情報・被害状況の収集伝達等総務班事務の補完 ○人的被害及び住家被害の調査 ○災害経費の予算措置、出納 ○義援金・見舞金配分委員会の設置及び運営 ○救助物資の受入れ、避難所間調整、配分計画策定 ○総務課企画財政班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等
住民福祉部 部長 ：住民福祉課長 副部長 ：住民福祉課次長	輸送・防疫班 班長 ：生活福祉班長 副班長 ：環境衛生班長 副班長 ：保育園長	○道路交通情報の収集 ○緊急輸送車両の調達 ○炊き出し ○食料、燃料等の避難所への輸送 ○村営バスの被害調査、応急対策及び運行計画策定 ○災害救助法関係事務、災害救助員の派遣 ○園児・高齢者の避難誘導及び収容 ○福祉施設の被害状況の把握、応急対策への協力 ○環境衛生、し尿処理、遺体の埋葬・火葬等 ○住民福祉課生活福祉班及び環境衛生班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等
	医療・援護班 班長 ：保健医療班長 副班長 ：介護支援班長	○医薬品の調達 ○負傷者の収容、救護等 ○近隣診療所、病院等との連絡調整、負傷者搬送等 ○要援護者等のケア ○住民福祉課保健医療班・介護支援班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等
産業建設部 部長 ：産業建設課長 副部長 ：産業建設課次長	農林業班 班長 ：農林業振興班長 副班長 ：地産商品開発班長	○農地・農畜産施設等の被害調査、応急対策、復旧等 ○林業施設・治山施設の被害調査、応急対策、復旧等 ○農作物・林産物の被害調査、応急対策、支援措置等 ○産業建設課農林業振興班及び地産商品開発班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等

部	班	事 務 分 掌
産業建設部 部長 ：産業建設課長 副部長 ：産業建設課次長	道水路班 班長 ：道水路班長 副班長 ：国土調査班長	○道路、河川及び橋梁の被害調査、応急対策、復旧等 ○地滑り、急傾斜地、土石流、雪崩等に係る危険箇所の被害調査、応急対策、復旧等 ○災害応急資材・機械の調達、確保等 ○その他産業建設課道水路班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等
	住宅水道班 班長 ：住宅水道班長	○上水道管、配水施設等簡易水道施設の被害調査、応急対策、復旧等 ○排水管、終末処理場等農業集落排水施設の被害調査、応急対策、復旧等 ○その他産業建設課住宅水道班がその事務を所掌する村有施設の被害調査、応急対策、復旧等 ○断水時の飲料水の確保、調達等
	商工観光班 班長 ：商工観光班長 副班長 ：スキー振興班長	○来遊客の被害調査、応急対策等 ○電力、ガス、電話等公共機関との連絡調整 ○企業、商店、旅館等の被害調査、応急対策、復旧支援措置等 ○産業建設課商工観光班がその事務を所掌する村有施設（村振興公社等が管理する施設等）の被害調査、応急対策、復旧等
教育部 部長 ：教育次長	避難所・教育班 班長 ：学校教育班長 副班長 ：生涯学習班長	○避難所の開設、運営、管理等 ○被災者の収容 ○ボランティアの受入れ、組織化 ○ボランティアセンターの設置・運営 ○食料、生活必需品及び燃料の調達並びに避難所への配分計画の策定 ○避難所における食料、飲料水、生活必需品、義援物資、義援金等の受入れ ○児童・生徒・教職員の避難誘導、避難所等への収容 ○教育委員会がその事務を所掌する施設（学校教育施設、社会教育施設等）の被害調査、応急対策、復旧等
消防団 団長 ：消防団長 副団長 ：消防団副団長		○消防活動 ○避難誘導、救出活動等
秋山地方部 部長 ：秋山支所長		○秋山地区における被害調査、応急対策、復旧等に関する本部各部との連絡調整及び共同実施等

(5) 現地災害対策本部の新設

- 災害の規模・範囲、被災現地の状況を把握し、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると判断したときは、新たに現地災害対策本部の設置を行うものとする。

(6) 職員等の初動のための震災応急マニュアルの作成

- 地震発生時に、職員の非常参集、災害対策本部の活動等、主に初動時の実務的な対応手順の概略を表わしたマニュアルを作成し、円滑かつ迅速な応急対策の推進を図る。
- また、村内の各学校においても、教育委員会との連携の下、地震発生時の初動から応急教育に至るまでの実務的なマニュアルを順次作成する。

3 集落単位の防災体制の構築～「集落防災力」の向上

(1) 集落組織の防災組織化

○阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等過去の震災の経験から、相互扶助の精神が根付いた集落が、災害初動時に防災組織として機能することの重要性が指摘されている。本村では、各集落の既存組織を活用し、集落の実情に応じて次のような防災組織としての機能を持たせ、初動時の即応体制を構築することで、「集落防災力」の向上を図る。

区 分	分 担	主 な 活 動
総 括	区 長	集落の総括、本部・消防団等との連絡調整
補 佐	副区長	総括の活動の補佐
安否確認担当		安否の確認、負傷者の応急手当
避難誘導担当		避難誘導、被害者救助、消火活動
被害調査担当		家屋、道路、ライフライン、山林等の被害状況の把握
避難所担当		避難所の設営、必要な物資の調達・配布

(2) 「両隣保安サポーター」の新設・集落組織への組み込み

○特に独居の高齢者等災害時要援護者について、日頃からその所在を把握し、災害時には迅速に安否確認や避難誘導を行うため、「両隣保安サポーター」を新設し、各集落組織・防災組織の中に組み込むことで、独居高齢者等の安全確保に万全の体制をとる。

(3) 地震発生直後の消防団の参集・指揮系統の再確認

○地震発生時の消防団の参集基準は必ずしも明確に定まっていなかったことから、今後は、消防団を地域防災の実働部隊として位置付け、体感や震度情報等により少なくとも震度5弱以上の地震が発生したと判断される場合には、各班の消防団詰所に自動参集することとする。

○この場合、参集した団員の最高階級位の者が応急対策の指揮を執るものとする。

(4) 集落と地元消防団との連携の強化等

○これまで災害発生時、各集落においては消防団と区長との連携が必ずしも円滑ではなかったことが報告されていることから、地域防災の基軸となる集落の防災組織と防災の実働部隊である地元消防団とが、常に相互に連絡を取り合い、本部との連絡調整、避難誘導、被災者救助・収容、安否確認、被害状況の確認等において密接な連携を図る。

○本村においては、役場職員が消防団員や区役員を兼ねている場合が多いため、地元消防団や集落防災組織においては、職員の非常参集時における代替者の確保、近隣集落からの支援等補完体制について予め協議を行っておく。

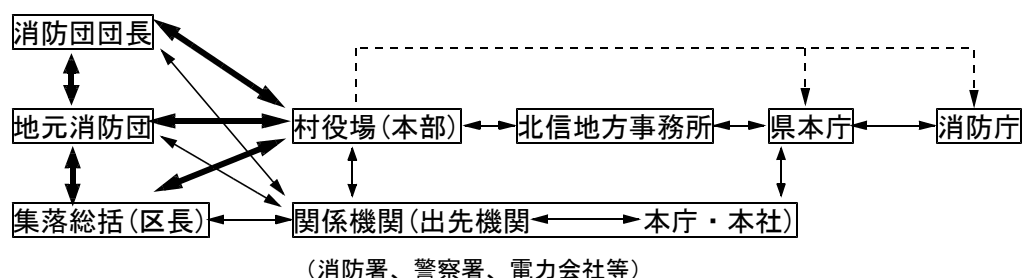
(5) 集落住民の初動を支える住民等に向けた震災応急マニュアルの作成

○日頃の地震の備えや地震発生時の初動をわかりやすく説明した、住民・消防団向けの「震災応急マニュアル」を作成し、全戸に配布するとともに、村の新たな震災対策基本方針とともに説明会を開催することにより、震災対応についての住民の意識啓発を図る。

4 通信・連絡体制の強化

(1) 情報の収集・連絡ルートの構築

○特に、村役場の本部と各集落・消防団との間の情報収集・連絡ルートが不明確であったため、改めて次のような連絡ルートの構築を確認する。



(2) 確実な通信・連絡手段の確保

○現在、村役場と各集落や関係行政機関を結ぶ通信機器として、NTT等の固定電話やFAX、村農事放送農協の有線電話以外に整備されているものは、次のとおりである。

通信機器		内 容	整備場所	停電時の対応
村 有 無 線	移動系消防無線	5W 3台 (基地局1 携帯型2)	村役場	庁舎発電機からの充電が可能
		10台(うち5台は17年度整備予定)	消防団分団長 5台 消防団部長 5台	予備バッテリーを含め3~4時間通信可
	移動系車両搭載型無線	15台	除雪機械、村営バス等	自動車のバッテリーからの充電が可能
	携帯型簡易無線	1W 10台	さかえ倶楽部スキー場	
有線放送		本部から加入各戸への一方向通信	本部、加入各戸	予備電源により約3時間の放送が可能
長野県防災無線(FAX、電話)		消防庁、県機関と役場を結ぶ衛星無線		停電時専用発電機あり

- しかしながら、これらの中には、地震により、有線ケーブルの断線や停電が発生した場合には、使用不可となるか、使用時間が限定されるものが多い。こうした事態を想定し、より確実に信頼性の高い通信機器として、新たに消防団各班保有の小型消防ポンプ積載車21台全てに移動系の車両搭載型無線を整備し、これにより本部と集落・消防団との通信・連絡手段の確保を図る。
- また、関係行政機関と住民との災害情報等の共有を図るため、「土砂災害情報相互通報システム」の整備・活用を推進する。
- その他、本部と集落・消防団との通信・連絡手段の確保について検討・研究を推進する。

5 避難場所の抜本的な見直し等

(1) 避難場所の抜本的な見直し

- 地域防災計画では、水害、雪害、地震など災害の種類を問わず、避難場所として各集落ごとに集落公民館が中心となっている。
- しかし、多くの集落公民館の耐震性は低いと認められることや立地場所などに問題を抱える場合が多いことから、集落の住民意見を踏まえつつ、避難場所について抜本的な見直しを行い、新たに安否確認のための「第一次避難所」、長期にわたる避難生活を行う「第二次避難所」の2種類に区分して定め、全住民への周知を図る。(p17参照)

注) 第一次避難所：各集落ごとの避難所で、主に住民の安否確認を行う当面の避難施設
 第二次避難所：長期にわたる避難生活を目的とした耐震構造の避難施設

(2) 避難施設における設備の整備

- 避難場所に指定した施設については、換気、照明、暖房、発電、通信等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備を行う。
- 村内や近隣建設業界と災害応援物資の協定を締結し、投光器、ポータブル発電機等の調達を図る。

6 災害時要援護者への対応の強化

(1) 「両隣保安サポーター」による活動の推進

- 各集落ごとに新たに配置される「両隣保安サポーター」は、民生委員等の協力を得て、独居の高齢者、障害者等災害時要援護者について日頃からその所在や状況を把握する。
- 震災発生時には、「両隣保安サポーター」が中心となって、災害時要援護者の状況把握や安否確認を行うとともに、その態様に配慮した方法により、災害情報の伝達、避難勧告等の周知、第一次避難場所への避難誘導を行う。

(2) 災害時要援護者の優先的な避難収容の推進

- 村は、寝たきりの高齢者・障害者等については、必要に応じ、優先して車両等により、第二次避難所として高齢者総合福祉センターに移送する。
- 村及び関係機関は、高齢者・障害者のために、医療品・介護機器等の手配・確保を図る。
- 医療機関や社会福祉施設は、被災した高齢者や障害者の緊急の受入れを行う。
- 村及び関係機関は、医療機関・社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図るため、ライフラインの優先的な復旧やマンパワーの確保に努める。

7 緊急輸送対策の強化

- 食料品の搬送など物資の緊急輸送に当たっては、トラックなど大型車両による搬送や、道路網寸断の際のヘリコプター等による空輸が必要となることから、新たに運輸・建設業者、民間航空業者等と非常時物資輸送協定を締結し、物資輸送体制を構築する。
- 物資の緊急輸送に当たって、物資の集積・仕分・発送の中心となる輸送拠点や、空輸時のヘリコプター着陸拠点について、新たに次のとおり定める。

区 分	拠 点 名
物資輸送拠点	栄村役場
拠点ヘリポート	さかえ倶楽部スキー場駐車場、栃川高原ヘリポート

- また、これら輸送拠点や拠点ヘリポートが使用不能になった場合を想定し、代替施設についての検討を進める。

8 飲料水・食料品等の備蓄・調達等の強化

- 飲料水・食料品等の備蓄については、これまでは必ずしも取組が十分ではなかったが、必要に応じて備蓄への取組を行う。特に、震災時に孤立することが懸念される秋山地区に、新たに飲料水や乾パン等の備蓄を優先的に実施する。
- 長野県北信地方事務所との間で、県備蓄食料の調達について確認を行う。
- 民間団体・事業者との協定を締結することにより、食料品・生活必需品等の調達体制を整備する。

9 ボランティア・義援物資等の受入れ体制の構築

(1) ボランティアの受入れ体制の構築

- 災害対策本部にボランティア担当を設置し、県、県社会福祉協議会、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部との連携・役割分担の下、ボランティアの登録・受入れ、組織化、物資提供を行う。
- ボランティア活動が可能なスペースを確保し、活動拠点となるボランティアセンターを設置する。

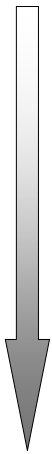
(2) 義援物資・義援金の受入れ体制の構築

- 村は、県、日本赤十字社長野県支部、長野県共同募金会等と連携を図りながら、義援金の募集、義援物資の募集に関して必要な事務を行う。
- 義援物資については、ボランティア等の協力を得て、被災者ニーズを踏まえ、迅速かつ適正に被災地に配分できる体制を構築するものとする。
- 義援金については、配分委員会を設置し、対象者・配分基準等を決定し、迅速かつ適正に配分できる体制を構築するものとする。

10 震災に対応した地震総合防災訓練の実施等

- これまで、本村においては、主に水害や火災を想定した訓練を中心として行ってきたが、新たに震災に対応した災害対策本部運営訓練、一斉通信・連絡訓練、避難訓練、避難所設営・運営訓練等を含む、実践的な地震総合防災訓練を実施する。
- 各種機関が行う地質調査、活断層の研究に協力し、地震に関する情報の収集・整理を行うとともに、住民への情報の提供を積極的に行う。

■家庭・集落・消防団・行政の震災応急対策一覧

事 項	家 庭	集 落	消 防 団	行 政
発 生	○落ち着いて自分の身を守る ○火の確認、始末 ○家族の安全を確認 (家族に要救助者がいる場合、近所に応援を求める) ○戸や窓を開けて脱出口を確保 ○屋外に避難		○団員招集（階級最高位の者が指揮） ○詰所に団員集合	○震度の確認 ○職員の非常参集 ○警戒本部・対策本部の設置
避 難	○非常持出品を用意 ○隣近所、誘い合って指定された避難場所（第一次避難場所）へ避難 (避難途中で要救助者・火災を発見したら通報するとともに救助等に協力)	○避難呼びかけのサイレン・地区内放送（区長） ○役員、避難場所へ集合	○住民の避難誘導	○地震情報、被害情報の収集
状況確認 救助活動	○区長の指示に従って行動 	○安否の確認 ○要救助者の救出 ○消火活動 ○被害の確認 ○村対策本部へ被害状況報告（区長） ○避難所の設営、生活用品の調達 (村長からの避難指示に基づき第二次避難場所へ移動) ○以下、行政と連絡をとりつつ消防団と連携し対応 	○安否の確認 ○要救助者の救出 ○消火活動 ○被害の確認 ○行方不明者の搜索 ○以下、区長と協議しつつ対応 	○地震情報、被害情報の収集 ○被災地住民に対して避難勧告・指示 ○被害状況の調査・確認 ○集落情報の収集、伝達 ○各機関へ応援要請 ○状況によって2次避難場所への避難指示 ○以下、関係機関等と連絡、連携をとりつつ緊急復旧対策 

■震災避難所一覧

(平成17年10月現在)

集 落	第一次避難場所	有線番号（電話）	第二次避難所	有線番号（電話）
白 鳥	白鳥公民館一帯	23807	北信小学校	22410 (0269-87-2006)
	三叉路			
	旧豊栄小学校グラウンド			
平 滝	新特別養護老人ホーム			
横 倉	北信小学校	22410 (0269-87-2006)		
	集落営農共同ドーム車庫			
青 倉	青倉公民館一帯 (公民館～旧藤ノ木亭跡地)	21707	栄村役場	20101 (0269-87-3111)
森	栄村役場	20101 (0269-87-3111)		
泉 平	旧堺小学校泉平分室前交差点		北信小学校	22410 (0269-87-2006)
箕 作	箕作公民館・神社境内一帯 (水害の場合は上原)	24515		
	共同苗間前			
月 岡	バイパス大巻T字路			
小 滝	小滝公民館一帯	25607		
野 田 沢	野田沢公民館一帯	25707		
大 久 保	大久保公民館一帯	26007		
天 地	天地・菅沢分岐点			
塩 尻	栄村役場	20101 (0269-87-3111)	栄村役場	20101 (0269-87-3111)
雪 坪	志久見公民館一帯	26407	東部小学校	27301 (0269-87-2407)
志 久 見	志久見公民館一帯 (3. 4組)	26407		
	旧東部小学校志久見分校グラウンド (1. 2組)			
柳 在 家	柳在家公民館一帯	26907		
切 欠	県道沿い漆平地籍	27207		
長 瀬	東部小学校校舎・グラウンド	27301 (0269-87-2407)		
笹 原	笹原集会所一帯			
原 向	原向公民館一帯	28802		
当 部	県道 T 字路			
天 代	天代公民館一帯	28413		
坪 野	坪野公民館一帯	28609		
北 野	北野公民館一帯	27804		
中 野	中野地区内三叉路			
極 野	バス停広場			
五 宝 木	五宝木集会所一帯	72314	秋山郷総合センター	72202 (025-767-2202)
小 赤 沢	秋山郷総合センター一帯	72202 (025-767-2202)		
屋 敷	秋山小学校	72204 (025-767-2204)		
上 野 原	上野原公民館一帯	72217		
和 山	和山集会所一帯	72268		
切 明	雄川閣前庭	72252		